



国民年金への加入と届け出

20歳の誕生日が近づくと、日本年金機構から「資格取得届」が送付されます。必要事項を記入し、年金事務所または市区町村の担当窓口にて提出してください。後日、年金手帳が届きます。

20歳になった時点で厚生年金保険に加入している人は、資格取得届の提出は不要です。

○こんなときは届け出を

20歳以上60歳未満の加入中に被保険者の種別が変更となる場合は、届け出が必要となります。必要な書類などを確認の上、必ず届け出てください。

■ 自営業・学生など(第1号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	役場
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■ 会社員・公務員(第2号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
退職した	第1号被保険者	役場
退職し、すぐに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者(第3号被保険者)

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
年収が130万円以上になった	第1号被保険者	役場
配偶者が退職して自営業など(第1号被保険者)になった	第1号被保険者	役場
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

○第3号被保険者の届け出忘れはありませんか？

第3号被保険者であることの届け出を忘れて未納期間のある人がいます。年金事務所に申し出ることで、過去の届け出忘れ期間を承認してもらえますので、ご自身の年金加入記録が心配な場合は、旭川年金事務所にお問い合わせください。

○ねんきん定期便で点検を

国民年金と厚生年金保険に加入しているみなさんに、毎年誕生日にねんきん定期便を送付し、年金加入記録の定期的な確認をお願いします。定期便が届いたら、必ず内容をご確認ください。

年金加入記録に間違いや不明な点がある場合は、定期便に同封されている問い合わせ電話番号へかけるか旭川年金事務所に相談してください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
 (電話) 34-2121 内線 413)
 日本年金機構 旭川年金事務所
 (電話) 0166-72-5002)

年金制度が改正されます！

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金確保支援法）が平成23年8月10日に公布されました。

国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

平成24年秋(予定)から3年間に限り

●納付可能期間を10年間に延長します

- 現在、未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去2年分までですが、この制度の施行日(※)から3年間に限り、過去10年分まで遡って納められるようになります。

※ 平成24年10月1日までの政令で定める日(追ってお知らせします)

(注) 老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。

- 3年度以上遡って保険料を納付する際は、加算金がかかります。

毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、滞納のないようにお願いします。

平成23年8月10日より

●第3号被保険者が「届出忘れにより受け取れなかった年金」を受給できる場合があります

- 第3号被保険者とされていた人に新たな年金記録が見つかり、必要な届出がされていないために受け取れなかった老齢基礎年金、障害基礎年金などが受給できるようになる場合があります。

※ 例えば、第3号被保険者(専業主婦・主夫)であった人について、後で一時期厚生年金に加入していたことが分かり、第3号被保険者に戻ったときの届出をしていなかった場合などが該当します。



詳しい内容が知りたい！

- お近くの「年金事務所」へ、お越してください。
- お電話による相談は「ねんきんダイヤル」へ
0570-05-1165 または 03-6700-1165 (IP電話・PHS用電話)
※受付時間：月～金曜日 8:30～17:15 月曜日(休日明けの初日) 8:30～16:00 第2土曜日 9:30～16:00



過去に国民年金の未納があるかどうか知りたい！

- 「ねんきんネット」をご利用ください。
「ねんきんネット」の利用方法に関するお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ
0570-058-555 または 03-6700-1144 (IP電話・PHS用電話)
※受付時間：月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00